

1 【16-4-1 任意後見監督人選任申立事件 法定後見と競合し認容した事例】

2 平成27年(家)第〇〇号 後見開始の審判申立事件(第1事件)

3 平成27年(家)第××号 任意後見監督人選任申立事件(第2事件)

4 審 判

5 住 所 A県B市C町×丁目×番×号

6 第1事件申立人 乙 野 次 郎

7 同手続代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

8 住 所 G県D市F町×丁目×番×号

9 第2事件申立人(受任者) 花 山 正 子

10 同手續代理人弁護士 △ △ △ △

11 本 籍 G県D市I町×丁目×番

12 住 所 G県D市I町×丁目×番××号

13 本 人 後 見 良 子

14 (大正9年6月×日生)

15 主 文

16 1 第1事件の申立てを却下する。

17 2 本人の任意後見監督人として次の者を選任する。

18 住 所 G県M市N町×丁目×番×号

19 氏 名 丙 野 一 郎

20 3 手続費用は、本人の負担とする。

21 理由の要旨

22 第1 申立ての趣旨

23 1 第1事件 本人について後見を開始する。

24 2 第2事件 主文2項と同旨

25 第2 当裁判所の判断

26 1 一件記録によると、以下の事実が認められる。

- 1 (1) 第1事件申立人乙野次郎（以下「申立人乙野」という。）は本人の長女で
2 ある乙野A子（以下「A子」という。）の子（本人の孫）であり、第2事件申
3 立人花山正子（以下「申立人花山」という。）は、本人の二女である。
- 4 (2) 本人の夫である後見B夫（以下「B夫」という。）は、平成2年5月×日
5 死亡し、相続人である本人、A子及び申立人花山は、同年11月×日に遺産
6 分割協議を行った。そこにおいて、B夫が所有していたE市E町×丁目所在
7 の土地は本人とA子が持分2分の1ずつ相続し、F区G×丁目所在の土地建
8 物（以下、併せて「E不動産」という。）のそれぞれにつきB夫が有してい
9 た共有持分2分の1のうち、土地共有持分については申立人花山が、建物共
10 有持分については、本人がそれぞれ相続することとされた。
- 11 (3) A子は、平成26年6月死亡し、夫である乙野C夫、子である申立人乙野
12 及び乙野D男がこれを相続した。
- 13 (4) 本人は、同年12月24日、申立人花山との間で、同人を受任者とする任
14 意後見契約を締結し、同月26日、その旨の登記がされた。
- 15 (5) 本人は、同月25日、申立人花山に対し、E不動産のうち土地の共有持分
16 及び建物の所有権を贈与し（以下「本件贈与」という。），平成27年1月
17 ×日、その旨の登記がされた。
- 18 (6) 申立人乙野は、同年9月×日、本件贈与の有効性の調査を含め本人の財産
19 管理、確保等を適切に行う必要があるとの理由から、当庁に対し、本人につ
20 き後見開始の審判を求める申立て（第1事件）をした。
一方、申立人花山は、同年10月×日、当庁に対し、任意後見監督人選任
の申立て（第2事件）をした。
- 21 (7) 当庁は、第1事件において本人の精神の状況につき鑑定を実施したところ、
22 鑑定人は、平成28年2月×日、当庁に対し、本人は自己の財産を管理、処
23 分する能力を有しない（後見相当）旨の鑑定書を提出した。
- 24 2 前記1の認定事実によれば、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力
25 が不十分な状況にあることが認められる。

ところで、任意後見契約が登記されている場合であっても、本人の利益のため特に必要があると認められる場合は、後見開始の審判をすることができるところ（任意後見契約に関する法律10条1項），申立人乙野は、①第1事件の鑑定書や第2事件において申立人花山が提出した診断書からは、本件贈与がされた平成26年12月時点において、既に本人の意思能力が欠如していたことが強くうかがわれ、本件贈与の約2か月後の本人の言動にも鑑みると、本人は本件贈与をする意思がなかったか、少なくとも意味内容を理解せずに本件贈与をしたことがうかがわれること、②申立人花山は、本人がE不動産の建て替えやそこからの転居を望んでいなかつたにもかかわらず、平成27年4月×日にE不動産を第三者に売却し（しかも、その後の第2事件の申立てに際しては、本人の希望どおりE不動産での生活を継続させる予定である旨を述べた。），さらには本人の希望に沿わない介護計画を示すなどしていることを挙げた上で、後見開始の審判をすることが本人の利益のため特に必要である旨を主張するものようである。

しかしながら、申立人乙野の挙げる資料を含む一件記録を精査しても、本人の意思能力が欠如した状況において本件贈与がされたことを認めるに足りず、また、B夫の遺産分割協議の内容に照らしても、本件贈与が本人の意に反するものであったと直ちに認めることはできない。そして、申立人乙野の挙げる本件贈与から第2事件申立てに至るまでの申立人花山の言動についても、後見開始の審判をすることが本人の利益のため特に必要であることを裏付ける事情と評価することはできないし、任意後見人の任務に適しない事由とみることもできない。

3 以上によると、後見開始の審判をすることが本人の利益のために特に必要であると認めるには足りない。

よって、第1事件の申立てについてはこれを却下し、第2事件において任意後見監督人を選任することとして、主文のとおり審判する。

平成28年5月×日

1 D家庭裁判所

2 裁判官 × × × ×

3

4

1 【16-4-2任意後見監督人選任申立事件 法定後見開始済みで却下した事例】

2 平成27年(家)第××号 任意後見監督人選任申立事件

3 審 判

4 住 所 A県D市C町×丁目×番×号

5 申 立 人 甲 野 太 郎

6 本 籍 D県E市I町×番地×

7 住 所 申立人と同じ

8 本人(成年被後見人) 乙 野 次 郎

9 昭和4年9月×日生

10 主 文

11 1 本件申立てを却下する。

12 2 手続費用は、申立人の負担とする。

13 理 由

14 第1 申立ての趣旨

15 本人の任意後見監督人を選任する。

16 第2 当裁判所の判断 【注1】

17 1 一件記録によって認められる前提事実

18 (1) 申立人は、本人の姉である亡Fの二女である。

19 (2) 本人は、平成26年6月×日、申立人との間で、申立人を任意後見受任者
20 とする任意後見契約(以下「本件契約」という。)を締結し、同月×日にそ
21 の旨の登記がされた。

22 (3) 一方、申立人の妹(亡Fの三女)であるGは、同年8月×日、当庁に対し、
23 本人につき保佐開始の審判及び代理権付与の審判の申立て(以下「前件申立
24 て」という。)をした。

25 前件申立て時にGが当庁に提出した本人の診断書(同年7月×日付け)に
26 は、本人は他人との意思疎通はでき、社会的手続や公共施設の利用もできる

が、見当識については障害がみられるときが多く、記憶力にも問題があつて程度は重く、自己の財産を管理、処分するには常に援助が必要である（保佐相当）との記載がある。

(4) 当庁は、同年10月×日、本人の判断能力につき鑑定を行うこととし、鑑定人を指定した。

鑑定人が同年11月×日に当庁に提出した鑑定書には、本人が罹患しているアルツハイマー型認知症は中程度であつて、知的能力に相当の障害があり、自己の財産を管理、処分することはできず、将来の回復可能性もない旨の記載がある。

(5) Gは、同月×日、前件申立てに係る申立ての趣旨を、本人につき後見開始の審判を求める旨に変更するとともに、代理権付与の審判の申立てを取り下げた。

(6) 当庁は、平成27年1月×日、本人につき後見開始の審判をすることが本人の利益のため特に必要がある（任意後見契約に関する法律10条1項）として、その旨の審判（以下「前件審判」という。）をした。前件審判に対する本人名義による即時抗告は棄却され、前件審判は同年5月×日に確定した。

(7) 申立人は、同年2月×日、当庁に対し、本件申立てをした。

2 判断

上記1のとおり、本人は、本件契約締結のわずか半月後に、医師によって見当識及び記憶力についての問題点を指摘された上で、保佐相当との診断を受け、その約4か月後には後見相当との鑑定がされていることからすると、本人が本件契約の締結に際し、その内容を十分に理解していたものと解することは困難というべきである。そして、申立人が、かかる状態にあった本人との間で本件契約を締結した上、前件申立て後も本人の判断能力の程度を争い、前件審判に至るまで任意後見監督人選任の申立てをしなかったことなどの事情を併せ考えると、既に本人につき開始している後見を継続することが、本人の利益のため特に必要というべきである（任意後見契約に関する法律4条1項ただし書、同

1 項2号)。

2 よって、主文のとおり審判する。

3 平成27年10月×日

4 D家庭裁判所

5 裁判官 ○ ○ ○ ○

6 _____

7 【注1】法定後見が任意後見に優先する場合について論じたものとして、小川敦「法定後見
8 が任意後見に優先する場合の考慮要素」ケース研究第325号(平成27年第3号)3頁以
9 下参照。

10